

(開会 午後3時00分)

事務局 ただいまから令和7年第7回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は4つでございます。

最初に定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、1番 織本委員、11番 吉野委員の2名であり、出席委員数は委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして麻生副会長よりご挨拶を申し上げます。

副会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第2条並びに第4条の規定により、麻生副会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号4番 高橋委員、議席番号12番 吉野委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は通作が困難なためです。譲受人理由は新規就農のためです。水稻を計画しています。

申請土地、若山字柳町、地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、用途変更のため譲渡人、譲受人は同一です。

申請土地、岬町椎木字沖田、地目、田、〇〇〇〇㎡。図面番号は2です。申請地は第6回総会で審議いただいた農地法第5条計画変更及び農地法第5条の申請された残地部分についてです。所有者の変更はなく、過去に許可申請を受けた貸資材置場ではなく、季節野菜等の農地として使う用途の

変更です。

番号3、譲渡人理由は譲受人の要請に応じるためです。譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。季節野菜を計画しています。

申請土地、岬町和泉字三軒家二ノ瀬、地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は3です。

申請地の現状は休耕田であり、露地での野菜栽培を行うにあたり現地は埋立て予定です。農地法3条許可後に、埋立て規模により必要な農地法上の申請及びいすみ市小規模埋立て条例の申請がされる予定です。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、5番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 5番 吉清です。

問題はないと思います。

議長 次に番号2について、3番 吉田委員の補足説明をお願いいたします。

吉田委員 3番 吉田です。

前回議題に諮った残地の部分の使用について計画の変更ということです。

議長 次に番号3について、9番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 9番 松崎です。

埋め立てした後畑として使うということで、きれいになればなというところ。問題ないと思います。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について説明いたします。

番号1、本件土地は苅谷字上折橋の田〇〇〇〇㎡で、広域消防夷隅分署の東側に位置します。図面番号4です。

当初計画内容、倉庫、駐車場、カーポート。

変更理由、当初は埋立てしないで建設する予定でしたが、隣地からの農業排水の流入により浸水することが判明したため、土砂、碎石により埋立てをして浸水を防ぎ建設するため計画変更するものです。計画内容に変更はありません。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、6番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥山委員 6番 鳥山です。

3月の総会に諮った案件です。西側は道路です。この土地は道路から低い土地で、埋め立てをしないで建物を建てられる状況ではなく、埋め立てしないと駐車場、カーポートの使用はできませんので宜しくお願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、本件土地は若山字南下野の田〇〇〇〇㎡でいすみ市役所大原庁

舎の北側に位置します。図面番号5です。

申請地は周囲を住宅地に囲まれた小集団の生産性の低い農地であるため第3種農地であると考えます。

転用用途は太陽光発電施設です。太陽光パネル163枚を設置します。周囲にはフェンスを設置するなど安全対策を図ります。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

譲受人は太陽光発電事業者で、千葉県外で数か所の発電施設の設置実績があります。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

他法令の関係は、いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に関する手続きを環境保全課にて進めております。

番号2から番号4、は同一事業のため一括してご説明いたします。

本件土地は新田字関原の田〇〇〇〇㎡で大原庁舎の南西に位置します。図面番号6です。

申請地は農振農用地内の農地であり原則として許可できませんが、一時転用で事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる事から例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は農地造成及び工事に伴う進入路です。道路より低いいため雨水が溜まり耕作が出来ません。道路の高さまで嵩上げして畑へと改良しようとするものです。

埋立ての事業計画は最大〇〇mほど埋立てを行います。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金で賄います。

他法令の関係は小規模埋立て条例が該当し、環境保全課と事前協議が成立しております。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

農地復元後は枝豆等の野菜を作付けします。

番号5、本件土地は岬町椎木字町田の田〇〇〇〇㎡でJR太東駅の南東に位置します。図面番号は7です。

申請地は駅から300m以内の農地であるため第3種農地であると考えます。

転用用途は太陽光発電施設です。太陽光パネル180枚を設置します。周囲にはフェンスを設置するなど安全対策を図ります。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

譲受人は太陽光発電事業者で、千葉県内外で数か所の発電施設の設置実績があります。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は自己資金にて賄います。

他法令の関係は、いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に関する手続きを環境保全課にて進めております。

番号6、本件土地は岬町江場土字甲島の田〇〇〇〇㎡でJR長者町駅の東に位置します。図面番号8です。

申請地は〇〇筆あり〇〇筆は都市計画用途地域内の農地なので第3種農地、〇〇筆は宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる農地であることから第2種農地に該当すると考えます。

転用目的は貸駐車場です。

排水については雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は自己資金にて賄います。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号4について、5番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 5番 吉清委員です。

番号1につきましては、事務局の説明のとおりです。問題はないと思います。

次に番号2は埋め立てるということで元々ここは低い土地のため稲作をするには難しいところです。埋め立てて畑にするということで使い勝手がよくなると思います。

番号3、4は進入路として一時転用ということで問題はないと思います。

議長 次に番号5について、3番 吉田委員の補足説明をお願いいたします。

吉田委員 3番 吉田です。

特に問題はないと思います。

議長 次に番号6について、9番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 9番 松崎です。

問題はないと思います。

議長 担当委員の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。

5ページをご覧ください。

再設定で、賃借権1件、貸付者1名、借受者1名、田、2, 177㎡です。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。
議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが何かありますか。

事務局 農地の転用事実に関する照会に対する回答について、6ページから7ページに記載のとおり報告いたします。

続きまして、非農地通知申出書に対する回答について、8ページに記載のとおり報告いたします。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますかでしょうか。

委員 なし。

議長 他に無いようでありますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上持ちまして令和7年第7回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後3時30分)

議事録署名人

議長

委員

委員